さ情審査答申第２３８号
令和５年４月２７日

さいたま市教育委員会
教育長　細田　眞由美　様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会　長　　池　上　純　一

答　申　書

令和４年１０月２４日付けで貴職から受けた、「令和３年８月２７日付回答４に、「平成３１年度（令和元年度）⑺１０月２４日に記載の通り、その時点で、ドクターから対応について助言を受けています。（以下「本件対象個人情報」という。）」と記載されていますが、保護者が質問しているのは具体的な連携内容です。具体的な連携内容が全く回答されていないので訂正を求めます。同時に、具体的な連携内容について回答を求めます。」の不訂正決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第１　審査会の結論

本件審査請求に係る、令和４年１月２１日付け教学教人第３２８３号により、さいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成１３年さいたま市条例第１８号。以下「条例」という。）第２５条第１項に基づく本件対象個人情報の訂正請求に対して実施機関が行った本件処分について、本件対象個人情報の訂正を求めるものである。

２　審査請求の理由

（省略）

第３　実施機関の説明の要旨

１　実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

⑴　本件処分の内容及び理由

令和３年１２月２７日付けで、審査請求人より、「令和３年８月２７日付回答４に、「平成３１年度(令和元年度)⑺１０月２４日に記載の通り、その時点で、ドクターから対応について助言を受けています。」と記載されていますが、保護者が質問しているのは具体的な連携内容です。具体的な連携内容が全く回答されていないので訂正を求めます。同時に、具体的な連携内容について回答を求めます。」という内容で、個人情報訂正等請求書が提出された。

教職員人事課では、個人情報訂正請求に係る個人情報の名称又は内容に記載されている通り、「令和３年８月２７日付　審査請求人代理人宛回答文書「質問事項への回答について」の個別フォルダ内の文書を特定した。また、特定した文書の内容について、学校として、ドクターからの助言を受け、対応方法を共有することが具体的な連携内容であるため、当該個人情報は不訂正とする決定を行った。

⑵　審査請求人の主張について

審査請求人は「保護者が質問しているのは具体的な連携内容である」「具体的な連携内容について回答を求める」「ドクターの助言を活かさなかったから特定日の出来事が起こった」と主張している。

教職員人事課では、⑴で述べたとおり、「令和３年８月２７日付　審査請求人代理人宛回答文書「質問事項への回答について」の個別フォルダ内の文書を特定した。しかし、教職員人事課では、学校としてドクターからの助言を受け、対応方法を共有することが具体的な連携内容であるため、当該個人情報を訂正しなかった。なお、助言の具体的な内容については、「令和３年１月２７日付「弁護士法第２３条の２に基づく照会」に対する回答のうち、『審査請求人の対応に関する経過』２　平成３１年度（令和元年度）⑺１０月２４日」に記載されている。

第４　審査会の判断の理由

１　本件審査請求について

審査請求人が訂正を求めた本件対象個人情報は、実施機関が作成した審査請求人代理人宛回答文書「質問事項への回答について」の、４記載中の「平成３１年度（令和元年度）⑺１０月２４日に記載の通り、その時点で、ドクターから対応について助言を受けています。」の部分である。

実施機関は、学校としてドクターからの助言を受け、対応方法を共有することが具体的な連携内容であるため、本件対象個人情報は訂正しないとする不訂正等決定を行った。

審査請求人は、共有だけして何もしないことは、公務員としてやらなければならないことをしていない不作為、学校の管理者、責任者として当然配慮

すべきことに配慮していない安全配慮義務違反に該当し、実質的に連携していないと考えられるとして、本件対象個人情報を訂正するよう求めて審査請求したものである。

２　本件処分の当否について

⑴　条例の規定について

条例第２４条第１項は、「何人も、実施機関が保有する行政情報に記録された自己の個人情報について、事実に誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。」と規定している。

また、条例第２５条第１項は、「訂正等の請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出して行わなければならない。⑴　氏名及び住所　⑵　訂正等の請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項　⑶　訂正等を求める内容及び根拠　⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が定める事項」と規定している。

⑵　審査請求人は、審査請求の趣旨において、本件対象個人情報には「具体的な連携内容が全く回答されていないので、訂正を求めます。同時に具体的な連携内容について回答を求めます。」と主張し、さらに反論として、「子どもに対して具体的に何をしたのかが記載されていないため、訂正を求めます。」と主張している。審査請求人は、本件対象個人情報のどの箇所をどのように訂正するのかを具体的に主張していない。

したがって、本件審査請求は、訂正等を求める内容が明示されていない請求であるということになるため、不訂正とした実施機関の本件処分は妥当である。

⑶　審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

３　以上の次第であるから、当審査会は前記第１のとおり答申するものである。

第５　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和　４年１０月２４日	諮問の受理（諮問第５７９号）
②	令和　５年　１月１９日	審議
③	令和　５年　２月１６日	審査請求人からの意見聴取及び審議
④	令和　５年　３月１６日	実施機関からの意見陳述及び審議
⑤	令和　５年　４月２０日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職　　名	氏　　名	備　　考
会　　長	池　上　純　一	大学名誉教授
委　　員	伊　藤　一　枝	弁護士
会長職務代理者	柴　田　雅　幸	行政経験者
委　　員	塚　田　小　百　合	弁護士
委　　員	水　口　匠	弁護士

（五十音順）